



発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 盛武 隆/編集人 堀内美智子
 〒520-0044
 大津市京町三丁目4-22(滋賀会館3階)
 TEL(077)525-0360・FAX(077)528-5606
 Eメールアドレス shigakai@mx.biwa.ne.jp
 URL http://www.biwa.ne.jp/~shigakai/

平成20年度滋賀会運営方針

滋賀県行政書士会 会長 盛武 隆

本部と支部の予算編成作業

4月1日から新年度に入った。会員各位は新年度事業に期待を抱かれているに違いない。しかし新年度の運営は平成20年度滋賀会総会において新年度事業計画及び収支予算案(以下運営案という)が承認されなければ事業を推進することは出来ない。それでは総会までは何もしないかというところではないので、その作業経過についてご報告したい。遅くとも12月頃からは支部も本会も事業報告・決算報告(以下報告という)の作成、次年度の運営案の策定に追われることになる。

この報告や運営案の作業を円滑に進めるために、本会運営の基本方針が示されていなければならない。そこで滋賀会としての次年度予算編成大綱案を12月の理事会に提案した。

これを受けて各部・委員会等は、平成19年度の総括と反省を踏まえ、かつ会員各位の要望をいかに次年度に盛り込むか腐心しながら、次年度運営案の策定協議を順次開催してきた。その結果、2月の部長会では各部長が運営案を報告・承認して3月の理事会で可決承認された。

この間、各役員はその責任感の強さから真剣かつ激しい議論を闘わし、個別認識すなわち部分最適を相互調整しながら、認識の共通化を図って全体最適解を求め、組織の意志決定を行ってきたのである。

外部からの影響

滋賀会の運営案は、外部の影響を受けるためその予算措置を講じなければならない。外部活動予算が膨らめば内部活動予算が萎むことになるからである。

新年度の日行連の事業活動、なかでも研修所構想は日行連、地方協議会、単位会という三者による講習会開催、講師派遣、講師養成等さまざまな協働事業が予定されている。日行連規則改定により地方協議会は連絡調整の場から「事業主体」へ変更された。新年度からは、法改正により行政書士に付与された弁明・聴聞の代理に関わる研修会等が開催されるが、これらの地方協議会事業は、単位会の役割と費用分担等を増加させる。滋賀会としては、協働事業に対する投資効果を最大限に求めつつ、地方協議会事業への参加は上乘せとしての外部資金の有効的な利活用のもとで進めることが出来るため、会員各位の積極的な参加をお願いしたいと考えている。

内部要因

このように平成20年度は様々な分野において事業の拡大が必至となっている。平成19年度には行政書士ADRセンター滋賀を立ち上げ、運営委員会を設置したので、今年度は法務省の認定に向けた取り組みを行わねばならない。会員支援施策に関しては、行政書士の電子資格認証取得、OSSへの対応、地裁調停員の登用、ADR手続実施者の養成、成年後見人制度への取り組み、著作権

相談員養成、その他実務者要請等のために、各業務研修のさらなる充実を行う必要がある。

聴聞・弁明の代理という新たな業務が加わったことからこの分野の実務・業務開拓研修が必要となっており、参加する会員に対する情報提供、伝達講習、講師の養成など新たな事業が加わる。

支部運営に関しては、支部長会の永年の要望である支部交付金を増額した。支部会費の徴収と併せて支部活動の活性化が図られることに期待したい。すでに支部独自の講習会・研修会は他の支部会員にも参加を呼びかけ横断的な運営が定着してきたことから、さらなる相乗効果が生み出される。会員各位の支部活動への積極的な参加をお願いしたい。これらの個別問題を包含した滋賀会の運営案を策定するには、明確な会の運営指針を示すとともに現状認識の共有化が必要である。そのために運営大綱を示し共通課題として取り組むこととした。

運営努力

平成20年度における運営案策定にあたっては、上述した増加する事業や環境の変化に見合う会費の増収は見込めないことから、会員数約400名、新規入会者25名を財政基盤として、各事業は昨年並みの予算の範囲で、従来の事業を踏まえつつ新たな事業を加えた運営案を立案しなければならない。従来の予算で新たな事業を行うということは、役員の実務能力と統括力が求められる。すなわち、各事業のコストダウン、電子会議の活用や受益者負担の採用、内部講師の登用による外部講師の削減や廃止、事務局の文書管理の合理化などを図り、活力ある時代に対応可能な会則規程の整理や見直しを行い、より効率的な組織運営を行いながら、会員に対する最適な支援体制を構築することとする。

近年、国民社会から行政書士の倫理・人権問題・法令遵守等自己責任の醸成が強く求められている。これは会員各位の日頃の努力によってこそ成し遂げられ、その結果が行政書士制度の社会的責任の達成となる。これは会員と滋賀会組織の一体事業である。

総会ではこのような運営方針と予算大綱を踏まえた平成20年度運営計画を提案することとしている。会員各位のご理解ご協力に期待したい。



湖面に張り出す海津浜の桜